# 高松市総合計画策定の考え方

### 1 総合計画策定の趣旨

これまで本市では、昭和48年に「高松市総合計画」を策定して以来、3次にわたる改定を経て、現在、平成12年度を初年度とし、平成23年度を目標年次とする「新・高松市総合計画」に基づき、総合的かつ計画的に各種施策、事業を推進してきた。

このような中、平成17年9月26日に塩江町と、平成18年1月10日に牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併し、市域や人口、行政制度など「新・高松市総合計画」策定の前提となった諸条件が大きく変化することとなった。

また、三位一体の改革などを通じた地方分権の進展により、地方自治のあり方そのものも大きく変わりつつある。

一方、少子・高齢社会の到来などの時代の潮流や、市民ニーズの多様化、ますます厳しさを増す財政状況など、本市を取り巻く社会経済環境も引き続き変化している。

こうした、時代の潮流や地域課題に的確に対応し、合併により新しく誕生した本市の持続的な発展と、豊かな市民生活の創造を図るためには、現行の「新・高松市総合計画」や、合併地区の建設計画(牟礼地区は合併基本計画。以下「建設計画等」という。)との整合性を図りつつ、新たな目標と発展の方向性を定め、中長期的視野に立ったまちづくりを計画的に推進する必要があり、新しいまちづくりおよび市政運営の基本方針として、新しい総合計画を策定するものである。

#### 2 総合計画の性格と位置づけ

### (1) 総合計画の性格

総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定により策定するもので、本市の将来の振興・発展を展望した総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画である。

#### (2) 総合計画の位置づけ

### ア まちづくりの最上位計画

総合計画は、本市のまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの目標と、その実現方法を示し、市民と行政が、将来のまちのイメージを共有できる計画とする。

### イ 総合的・計画的な行政運営の指針

総合計画は、中・長期的展望に立った総合的かつ計画的な行政を運営するための基本指針となる計画とする。

### ウ 市民・民間活動の指針

市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、総合計画は、行政運営のみならず、市民や民間の諸活動の指針として、まちづくりの参画方法や活動方

向を明らかにするとともに、活動の誘導、支援の方法等を示す計画とする。

エ 国・県などの関係機関から尊重される地域の指針

総合計画は、本市の主体的なまちづくりの意思を対外的に表明するものであり、地方自治、地方分権の精神に基づき、国・県などの関係機関や広域連携等において、地域計画の策定や事業の実施を行う際に、尊重される地域の指針となる計画とする。

#### 3 総合計画の区域

総合計画の対象区域は、原則として現市域とするが、広域的配慮を必要とするものについては、必要に応じて関係地域を関連計画区域として含めるものとする。

### 4 総合計画の範囲等

直接本市が事業主体となる施策、事業を基本とするが、本市の将来都市像の実現に 寄与すると思われるものについては、民間等が主体となる事業も積極的に取り入れる ほか、必要に応じて国、県が主体となる事業も総合計画の範囲に含めるものとする。 なお、国および県の計画など関連計画との整合性を考慮するものとする。

# 5 総合計画策定の基本的考え方

様々な角度から、まちづくりを検証する中で、総合計画が、時代の要請に応えられるものとしていくために、次のような点を考慮する。

- (1) 計画づくりの考え方
  - ①個性ある都市づくり
  - ②戦略性の高い計画づくり
  - ③分権時代を担う自立した計画づくり
  - ④時代の流れに敏感でスピードを重視した計画づくり
  - ⑤地域の個性尊重と新しい市の一体化と融合を優先する計画づくり

### (2) まちづくりの基調

- ①ソフトの重視
- ②拡大基調からの転換
- ③州都機能の確保と交流人口の拡大
- ④地域コミュニティを軸としたまちづくり
- ⑤地域の未来と活力を支える人づくり

- (3) 計画のベースとなる視点
  - ①協働の視点と官民の役割分担の明確化
  - ②都市経営の理念
  - ③成果の重視
- (4) 計画づくりの工夫
  - ①目標の明確化
  - ②インパクトのある計画
  - ③分かりやすい計画

# 6 施策分野

施策分野の整理・体系化については、行政の縦割りを排除した、分野横断的な視点から取りまとめることとする。

### 7 地域別まちづくりの考え方

本市を構成する各地域において、市民と協働して、個性と特色あるまちづくりを進めるため、各地域のまちづくりの状況や、社会経済的諸条件を的確に把握し、その特性や地域資源を生かした、地域別まちづくりのあり方を検討する。

### 8 行政評価システムの構築

- 9 数値目標(成果指標)の設定
  - (1) 数値目標(成果指標)の設定
  - (2) 市民に分かりやすい指標

# 10 市民参画の手法

- (1) 高松まちづくり100人委員会による市民参画、市民協働
- (2) 市民意識調査結果の反映
- (3) 意見・提案の反映
  - · 地区懇談会(旧高松市域)
  - · 地域審議会(合併地区)
  - 市民提言募集
  - ・市長と市民との意見交換会
  - ・パブリック・コメント

# 11 策定スケジュール

<平成18年度>

- 総合計画策定要綱作成
- ・高松まちづくり100人委員会での研究・協議
- ・地域別まちづくり基礎調査
- · 合併地区市民意識調査
- ・ 市民提言の募集
- ・職員提案の募集
- 計画骨子作成

# <平成19年度>

- 計画素案作成
- ・パブリック・コメント
- ・市長と市民との意見交換会
- 計画原案作成
- ·総合計画審議会諮問 · 答申
- 市議会全員協議会の開催
- ↓・基本構想の市議会への提案(12月議会)